

# 東南アジア学会第 92 回研究大会 立教大学・池袋キャンパス

12月20日(土)要旨集

(報告 20 分、質疑 10 分)

- 12時30分 受付開始 (5号館 1階)  
13時00分 開会の辞 (5号館3階 5322教室)  
大会準備委員長 弘末雅士(立教大学)

**自由研究発表** (報告 20 分、質疑応答 10 分) **会場：5号館3階 5322教室**

**<第一セッション>** 座長：早瀬晋三(早稲田大学)

- 13:10-13:40 現代ジャワの若者におけるジャワ語敬語使用の状況  
ジョグジャカルタ特別州の高校生による敬語運用の実態調査  
エリザベス・エスター・フィブラ・シマルマタ  
(東京外国語大学博士後期課程)
- 13:40-14:10 スハルト政権期の農業・農村開発政策における商品作物栽培の位置づけ  
小泉佑介 (東京大学博士後期課程)
- 14:10-14:40 オランダ領東インドにおける婚姻法制の沿革  
1848年東インド民法典婚姻規定の射程  
吉田 信 (福岡女子大学)
- 14:40-15:10 東南アジア地域に見る日本人会の成立  
青木澄夫 (中部大学)
- 15:10-15:30 休憩
- <第二セッション>** 座長：根本 敬(上智大学)
- 15:30-16:00 17世紀ジャワ北岸地域の華人とマタラム王国  
久礼克季 (立教大学アジア地域研究所)
- 16:00-16:30 17世紀オランダ東インド会社・カンボジア間関係再考：「1658年反乱」から  
「第二次条約」の締結(1665年)にみえるマレー人の活動  
遠藤正之 (立教大学アジア地域研究所)
- 16:30-17:00 比較の中のミャンマー村落社会論 日本、タイ、そしてミャンマー  
高橋昭雄 (東京大学)
- 17:15-18:15 会員総会
- 18:15-18:45 東南アジア史学会賞審査結果発表
- 18時45分 懇親会 (会場：第一食堂)  
参加費 3000円(一般・学生会員とも)

## 第92回東南アジア学会研究大会 自由研究発表 第1セッション

現代ジャワの若者におけるジャワ語敬語使用の状況

ジョグジャカルタ特別州の高校生による敬語運用の実態調査

Elyzabeth Esther Fibra Simarmata

(東京外国語大学大学院博士後期課程総合国際学研究科言語文化専攻)

多民族国家のインドネシアでは、500以上の言語が話されており、そのうち14の言語は話者人口が100万人を超える(Sneddon 2003)。公用語であるインドネシア語のほかに地方語(民族語)も使われており、二言語話者 *bilingual* が多く見られる。特にジャワ語は、話者数が最も多い地方語であり(人口の約4割)、敬語を有する点で複雑な規範を持つ特徴的な言語とされる。ところが現在、ジャワ語の規範的な敬語を使用できない若者や敬語の使用を避ける若者が増えているなど、現代ジャワの若者の敬語離れが指摘されている。先行研究では、ジャワ語の発話の階層が複雑であるため、若者らが使用を回避する傾向があると指摘されてきたが(Dwijawiyata 1930, Poedjosoedarmo 1979, Sasangka 2004)、ジャワ敬語の使用に対する運用実態がどこまで低下しているのか、その実態をデータで示した研究はこれまでになかった。報告者は、これまでジャワ人住居者が9割以上を占めるジョグジャカルタ特別州において、ガジャマダ大学の学生に2回ほど調査を行った(2011年, 2013年)。その結果、現代ジャワの若者は敬語の運用能力を十分にもっていないことが明らかとなり、学校のジャワ語教育に問題があることを指摘した。大学生は学校でジャワ語を学ぶよりも、近所の付き合いや日常生活の経験から敬語を身に付けるといふ。さらに、若者の間では丁寧さが伝われば十分だとされており、敬意よりも丁寧さを表わすことばで伝える傾向があることが明らかとなった(Simarmata 2014)。そこで今回(2014年)、報告者は、現在学校の正規科目としてジャワ語の授業を受けているジョグジャカルタ州の農村部と都市部の高校生計814人に対して調査を実施し、敬語の運用実態を分析した。若者が規範的な敬語が使用できなくなっている現状を実証するために、アンケートとインタビューを用いてその正誤用法に関する実態調査を行い、若者の敬語使用の傾向を明らかにした。アンケートでは、高校生が相手と話す場面を作る(相手の年齢と地位を区別する)状況設定を示し、丁寧さと敬意度の異なる27文例の中から普段自分が使う文体を選ぶという方法を用いた。結果は概ね大学生と同様で、規範的な敬語を使いこなせない高校生が多かったが、都市部の高校生や大学生と比較すると、農村部の高校生の方がジャワ語の敬語を規範的に使いこなせる傾向があると明らかになった。敬語が使用できない傾向は特に都市部の高校生に見られ、彼らは敬語を捨象した「丁寧ではない」ジャワ語を使用している。この背景には、家庭での使用言語や家庭環境が影響しているといえる。インタビューからは、丁寧ではないジャワ語は日常的に使用されているものの、民族語よりも公用語のインドネシア語や国際語(英語)を学ぶ方が将来の就職に有利などの理由で、若者はジャワ敬語から遠ざかっていることが分かった。高校生に対する実態調査の結果を分析することで、現代ジャワの若者におけるジャワ語の敬語使用の状況とその社会的意味を明らかにする。

## 第92回東南アジア学会研究大会 自由研究発表 第1セッション

### スハルト政権期の農業政策における商品作物栽培の位置づけ

#### インドネシア外島部で拡大するアブラヤシ栽培の政策的背景とその意義

小泉佑介(東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻人文地理学教室)

現在、インドネシア外島部(スマトラ島やカリマンタン島など)ではアブラヤシ栽培が急速に拡大しており、環境問題といった社会的な課題だけでなく、雇用創出や地域経済の活性化という側面においても、農村社会の在り方を大きく変えてしまう影響力を持っている。特に、小農によるアブラヤシ栽培の拡大は目覚ましく、民間・国営農園を含めたインドネシア全体のアブラヤシ栽培総面積の4割ほどを占めており、外島部における農村社会の変容を理解する上でも注目すべき点であると言える。

一方で、こうした小農によるアブラヤシの栽培面積は、農業省の統計データによると、スハルト政権期の1980年代後半頃から拡大し始めていた。また、世界銀行の農業部門に対するプロジェクトを見てみると、1970年代から既に小農を支援する大規模なプロジェクトが開始されており、現在の外島部で拡大する小農アブラヤシ栽培の「素地」は、スハルト政権期に形成されていたと考えられる。

しかしながら、スハルト政権期の農業政策に関する先行研究は、国内外を問わず豊富に存在する一方で、管見の限りでは米の増産政策に着目したものが多く、同政権30年間の農業政策全体におけるゴムやアブラヤシといった商品作物の位置づけを分析した研究は少ない。また、小農の商品作物栽培に対する世界銀行やインドネシア政府の支援方針は、スハルト政権期を通じて大きく変化してきたにも関わらず、実態としてどのような変遷を遂げたのかについても明らかにされてこなかった。

こうした先行研究の状況を踏まえ、現在の外島部に広がる小農アブラヤシ栽培の動向を把握する上でも、スハルト政権期30年間における農業政策を、商品作物という観点から再解釈する必要があると考える。そこで、本報告では、大規模な資金を拠出していた世界銀行のプロジェクトを中心に、スハルト政権期における農業政策の展開と、その中で小農の商品作物栽培の位置づけがどのように変化してきたのかを分析する。

本報告で用いる資料としては、主に「大統領政策演説付属資料：開発五ヵ年計画の実施状況(Lampiran Pidato Kenegaraan Presiden Republik Indonesia tentang Pelaksanaan Repelita I, II, III, IV, V, VI: 1969~1998)」と「世界銀行のプロジェクト・レポート」であり、これらをもとにして、(1)インドネシア政府予算における農業部門の割合、(2)小農の商品作物栽培に対するインドネシア政府の方針、(3)世界銀行による小農支援プロジェクトの動向、という3つの観点から分析を試みる。

また、こうした分析を踏まえた上で、世界銀行やインドネシア政府のプロジェクト規模が減少したスハルト政権期後半以降から現在に至るまでの間に、なぜ外島部で小農のアブラヤシ栽培が拡大したのか、という問いに対して探索的検討をおこなう。

## 第92回東南アジア学会研究大会 自由研究発表 第1セッション

オランダ領東インドにおける婚姻法制の沿革 1848年東インド民法典婚姻規定の射程

吉田 信

(福岡女子大学国際文理学部国際教養学科)

本報告は、1848年にオランダ領東インドに施行された民法典における婚姻規定を検討対象としている。婚姻法制とは、権力の私的領域への浸透の一形態として理解することが可能である。元来、私的領域における人的結合関係である婚姻を、植民地権力は婚姻規定の制定を通じてどのように編成し、統御していったのか。本国における婚姻規定の変遷は植民地にいかなる影響を及ぼしたのか。公的に承認される婚姻の要件とはなんであったのか。加えて、東インド社会に独特な特徴を与えていた異なる人種間の婚姻と「雑婚規則」との関係はどのようなものであったか。これらが本報告における主要な問題関心を成している。なお、本報告ではムスリム家族法及び慣習法に基づく婚姻規定は検討の対象としていない。

1848年の民法典は、本国における民法典編纂を受け植民地に施行されたものである。しかし、東インドへの民法典施行は本国法を機会的に植民地に適用するといった直線的な過程によるものではなかった。東インド民法典の編纂に携わったオランダ本国及び東インドの専門家の間には、民法典の施行をめぐる見解の対立(法典断行派と反対派)がみられた。

東インドに本国同様の民法典が施行されたことは、正当な婚姻の基準となる要件に変化をもたらした。そもそも、ナポレオン法典の影響を強く残した本国民法典は、政教分離の原則に基づき婚姻の世俗化を徹底させていた。東インドに民法典が施行されたことは、この近代のプロジェクトが植民地にも適用されることを意味した。民法典施行以前に有効であった婚姻の基準となる宗教基準が廃止された結果、植民地では本国と異なる状況に対処する必要性が生じてくる。それが、いわゆる「雑婚(gemengde huwelijken)」の問題であり、植民地政庁は1898年に「雑婚規則」を制定することによりこの問題に解決を図ろうと試みた。報告では、各種の法制資料の分析を通し、婚姻法制の沿革を紹介するとともに、その背後に想定されていた人種・ジェンダーといった視点にも可能な限り言及する。

### 【主要文献】

Asser, C. (1838), *Het Nederlandsch Burgerlijk Wetboek, Vergeleken met het Wetboek Napoleon*, 's-Gravenhage.

Mijer, P. (1839), *Bijdrage tot de Geschiedenis der Codificatie in Nederlandsch Indie*, Batavia.

Nederburgh, I. A. (1899), *Wetgeving voor Nederlandsch-Indië. Gemengde huwelijken, Staatsblad 1898, No. 158*, Batavia.

Van der Chijs, J. A. (1885-1900), *Nederlandsch-Indisch plakaatboek, 1602-1811*, Batavia en 's-Gravenhage.

## 第92回東南アジア学会研究大会 自由研究発表 第1セッション

### 東南アジア地域に見る日本人会の成立

青木澄夫 (中部大学国際関係学部国際関係学科)

近年、日本企業の東南アジア進出への関心が高まり、それに伴い東南アジアに居住する日本人が急増している。そうした中、2013年、タイ(バンコク)とジャカルタ(バタビア)の日本人会が創立100周年を迎え、2015年にはシンガポールが100周年を祝う。東南アジア地域で初めて日本人会が創設されたのは、蘭印(インドネシア)のメダンの成立会で1897年。その後1905年に蘭印のドボ、1907年のメナドなどが続いた。

主要都市では、クアラルンプール(セランゴール)に1916年、サイゴン(ホーチミン)は1922年、マニラは1925年、ハノイは1930年、ラングーン(ヤンゴン)は1936年に日本人会が結成された。馬來地域では、ちょうど100年前に当たる1910年代半ばに、日本領事の指導の下で、日本人会設立ブームが起きている。広大な地域を少人数で担当しなければならなかった日本公館は、日本人会に在留邦人の動静把握を期待し、「健全な」日本人のステータス向上に役立てようとした。

村嶋英治が、タイの日本人会の創設時期に、1913年説と1914年説があることを指摘しているように、これらの日本人会の設立の時期や経緯については不詳なことが多い。日本人会の成立は、日本人社会によって設立が宣言されたのち、現地政庁に認可された時に成就するが、前者を以て創立とみなすこともあったようで、資料により創立年月日が異なることも珍しくない。そもそも、第二次世界大戦の開戦により、在留邦人たちは帰国を余儀なくされたため、日本人会に関する資料そのものがほとんど現存しない。一方、シンガポールやバタビアのように、からゆきさんが早くから到来した地域では、共済会や慈善会などの名称を持った互助会的組織が形成され、また新規に渡南してきた人々が中心になって青年会や日本人倶楽部などが組織された。共済会などの目的は、会員死亡時の埋葬手続きや日本国内の遺族に対する連絡が主だったようだが、日本人会の設立も、日本人墓地の確保や維持管理の必要性にあり、後には子弟の教育問題が中心となった。

日本人会は、等級に分かれた会員の会費で運営され、日本人で会費を納入すればだれでも加入できることが原則だったが、生活困窮者には会費を免除したケースもあった。しかし、日本人会の創立は必ずしもスムーズにはいかなかった。インドのボンベイでは、会社派遣の在留邦人で構成される団体が、古くから在住していた人々の入会を拒み、第二次世界大戦で引き上げを余儀なくされるまで、二つの団体が併存し、結局日本人会は設立されなかった。シンガポールでは、日本人会の設立を巡って日本人社会が二分し、1910年に一度は日本人の集会で可決されたものの、現地政庁に免税団体の認可を受けられずに解消した。東南アジアで最も早く日本人会が結成されたメダンは、その名称を成立会とした。その意味するところは、それまで結成されていた日曜会では、常に議論が紛糾し、結論を得ることが少なかったため、新たな会では議論の「成立」を期したためだという。

初期の日本人会に関する研究は、橋谷弘によるものや、村嶋のタイ日本人会に関するものを除きほとんどない。雑誌『實業之日本』が春季増刊「南洋号」を刊行し、「南洋ブーム」を煽ったのが1915年3月。100年前の東南アジアの日本人社会に何が生じていたのか。東南アジア諸国との交流が活発化し、在留邦人が増加する現在、各地における日本人会結成の経緯を追ってみる。

## 第92回東南アジア学会研究大会 自由研究発表 第2セッション

### 17世紀ジャワ北岸地域の華人とマタラム王国

久礼克季(立教大学アジア地域研究所・研究員)

17世紀にジャワ北岸地域で活動した華人は、近世ジャワ史の展開を方向づけるうえで極めて重要な役割を果たした。当該の時期、北岸地域の華人の中には、出身地との関係を維持しながらジャワ島での貿易活動に参入し、自らムスリムとなって現地人の女性と家族を形成しながら貿易を行い、富を蓄積するものがいた。また、同世紀にジャワの貿易に参入したオランダ東インド会社とも関係を構築する者もいた。こうした華人は、この時期に内陸部から北岸地域へと勢力を拡大したマタラム王国の経済活動に重要な意義を持つに至る。ともすればマタラムは、貿易に熱心でない内陸農業国家と見なされがちであるが、同王国にとって米の輸出をはじめとする交易活動は重要であり、そこでは北岸地域の華人が大きな役割を担った。

17世紀、マタラム王国支配下にあったジャワ北岸地域の社会経済や同地域の華人を扱った先行研究には、1630年代までの同地域において香辛料の中継や食料の輸出を中心とした貿易の展開やその貿易における華人の関わりを明らかにしたメイリンク・ルーロフスゾーン<M. A. P. Meilink-Roelofs>の研究がある。また、1680年以降の北岸地域にかんしては、オランダ東インド会社やマタラム、地元の首長、華人有力者が手を組んで商品作物の生産と輸出を行い利益をあげる状況を明らかにしたナフテハール<L. Nagtegaal>の研究がある。これらによって、17世紀のジャワ北岸地域について、1630年以前と1680年以降の社会経済状況と同地域における華人の役割が明らかになっている。

しかしながら、これらの先行研究は、マタラム王国とオランダ東インド会社が1620年代からの敵対関係を1646年に修復したことをきっかけに中部ジャワ北岸のジュパラに存在した東インド会社商館を中心に両者の間で貿易が大きく展開していく1630年から1680年までの社会経済状況について論じていない。このため、当該時期に北岸地域を勢力下に置いたマタラム王国にかんしては、第3代王アグン〔スルタン・アグン〕[位：1613-46]による征服活動や第4代王アマンクラット1世[位：1646-77]による集権的な統治を明らかにしたデ・フラーフ<H. G. de Graaf>による政治史研究の成果が強調され、その結果「マタラム王国は貿易に興味を持たない内陸国家」との認識が生まれている。

こうした問題点を踏まえ、本報告では、1630～80年までの時期を取りあげる。そのうえで、この時期のマタラム王国が、ジャワ人有力者に厳しい統制を加える一方で、ジャワ北岸地域の華人を積極的に利用してオランダ東インド会社との貿易を行ったこと。両者の貿易では、米や木材に加え当該の時期に華人がジャワに持ち込んだ砂糖の輸出が中心となったこと。さらに、こうした貿易での強い関与を背景に、ジャワ北岸地域の華人が、同地域の経済を掌握していったこと。これらについて、オランダ東インド会社文書をはじめとするオランダ人の記録を主に用いて、それぞれ明らかにしていく。

## 第92回東南アジア学会研究大会 自由研究発表 第2セッション

17世紀オランダ東インド会社・カンボジア間関係再考：

「1658年反乱」から「第二次条約」の締結（1665年）にみえるマレー人の活動

遠藤正之（立教大学アジア地域研究所・研究員）

オランダ東インド会社（以下VOC）は、1636年のカンボジア来航以降、同地で活発な交易活動を行った。1644年のカンボジアとの戦闘で敗北した後、1656年まで両者の関係は公式には断絶したが、水面下では関係再構築に向けた交渉が盛んに行われ、その結果1656～57年にかけての交渉で友好平和条約（「第一次条約」とする）が結ばれた。これら一連の過程で重要な役割を果たしたのがマレー人であり、同条約締結の結果、カンボジアでは交易活動を中心にマレー人のプレゼンスが高まった。

しかし1658年、時の国王に対し不満を持った王族が反乱（「1658年反乱」とする）を起こした。彼らは反乱を成功させるために、隣国の広南阮氏に支援を求め、その軍勢を引き入れた。このため同反乱は、カンボジアに対するベトナムの干渉の開始という視点から語られがちであるが、反乱を起こした王族は、その目的として、自分の父親を殺害した国王への復讐と王位の奪取、宮廷で大きな勢力を有していたマレー人の排除を掲げており、ベトナムへの援軍要請はあくまで反乱を成功させるために求めたこととしている。広南阮氏もカンボジア侵入後に大規模な殺戮と略奪を行ったものの、その後カンボジアに影響力を行使した形跡はなく、この時点でのベトナムの影響力は限定的だった。結果的にこの反乱が成功したことにより、カンボジア宮廷におけるマレー人の勢力は新国王によって退けられ、後退した。しかしそのことは、カンボジアと海域世界との関係の弱体化をもたらした。

1664年に入ると、シャムとの関係悪化もあってVOCはカンボジアとの関係の再構築を目指し、1665年2月に再度の友好平和条約（「第二次条約」とする）締結に至った。そのきっかけとなったのが、1664年2月に出された、カンボジア在住マレー人インチェ・アッサムのVOC総督宛書簡だった。ただしこの書簡は、カンボジア国王の命令ではなく、インチェ・アッサムの独断で出されたものと考えられ、VOCとの関係再構築に対するカンボジア側の反応は、「第一次条約」締結時とは対照的に、当初受動的・消極的なものだった。それでも広南阮氏の略奪による食糧不足と貿易不振に苦しんでいたカンボジアは、VOCと「第二次条約」を締結するに至った。またマレー人は、その後もカンボジアにとって、重要な交易相手の一つであり続けた。

本報告では「1658年反乱」から「第二次条約」締結に至るまでの過程を、VOC文書をはじめとするオランダ語史料を用いて分析し、この時期がカンボジア史においてどのような意義を持ちうるか、マレー人の活動と関連付けながら検討する。

## 第92回東南アジア学会研究大会 自由研究発表 第2セッション

比較の中のミャンマー村落社会論 日本、タイ、そしてミャンマー

高橋昭雄（東京大学東洋文化研究所）

本報告の目的は、ミャンマー村落の村としての凝集性あるいは共同性の態様およびその生成原理を追究することを通して、ミャンマー村落社会論の構築を試みることにある。ミャンマー村落の特徴を際立たせるために、対照的な日本村落との比較に重点を置き、中間項として、適宜タイの村落社会論を参照する。具体的には、日本の研究から生まれた集団の蓄積論や同族論およびタイ研究から想起された屋敷地共住集団論を集団論の系譜、日本の自然村論や東南アジア村落研究から生まれた家族圏論を認知論の系譜とし、両者を接合すると同時に、自治村落論を参照しつつ政治権力の在り方と村の集団の性格を比較検討し、これらを村落の比較分析につなげる。すなわち考察の視点は、集団としての村、認知の対象としての村、そして政治権力と村、の3点である。

村切りと村請によって形成された日本の近世村すなわち現在の部落は、幕藩体制崩壊後も、入会地の保持、水利の管理、農村組合運動、小作争議、そして第2次大戦後も農地改革、供出制度、耕地整理、減反政策といった生産に関わる諸活動の単位として、現在に至るまで存続している。一方、大字名を冠する部落は、同族や組、様々な講、神社の祭礼、婚姻や葬儀、子供会や青年会といった生活面での共同行為の単位としても機能してきた。すなわち日本の村は生産と生活の共同体である。

これに対しミャンマーの村は、生産の共同性を欠く、生活の共同体である。供出制度や水利管理はミャンマーでも行われたが、それは村を単位としてものではなく、また村有地も管理は個人に帰ることが多い。宗教活動や協同的労働でも村総出ということはない。

屋敷地共住集団およびそれから派生する近接居住世帯群といった集団から、「場の親族（ヤッスエ・ヤツミョー）」という認知の社会圏が生じて、村のあいまいなまとまりを規定し、その中での二者関係の累積と触媒によって、さまざまな集団が生じる。そして、そこには日本村落におけるような生産に関わる諸活動は見られない。慶弔組合、仏塔管理委員会、飲料水利用委員会、治安維持会、消防組合、女性婦人会、母子会、PTAなど生活あるいは消費に関わるものばかりである。生産の共同体には強い拘束力が働き、構成員には忍耐と従順が要求される。これに比し、ミャンマー村落の生活の共同体はメンバーが脱退しても他の構成員が害を被ることが少なく、脱退者にとっても生活が成り立たなくなるようなことはない。統制力が弱く、個人の束縛感は小さい。意に染まない関係や集団に対していつで「絶縁」できる。このような「絶縁の自由」度の高さゆえに、ミャンマーの村人たちは自由で自立しているように見える。